様式第2号（第4条関係）

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市教育委員会　　　　　　　　印

入学金貸付予約決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで予約申請のあった入学金の貸付けについては、丸亀市入学金貸付取扱要綱第4条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

１　次のとおり貸し付けます。

(１)　貸付金額　　　　　　　　　　　　　　円

(２)　貸付手続等　　入学試験合格通知書の写しを、丸亀市教育委員会に提出してください。

入学試験合格通知書の写しを提出いただいた後、指定金融機関において融資の手続きを行いますので、丸亀市教育委員会が指定する日以降に、　　　　　　　　　　　　　　　　　に、この通知書と銀行届出印を持参し融資の手続を行ってください。

融資は、　　　　　　　　　　　　　　　　になりますので、口座が未開設の人は、口座を開設してください。

２　審査の結果、貸付けできません。

理由

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に丸亀市教育委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。